

山形県社会福祉事業団広報紙

# かざぐるま

ひと 未来 輝いて

2011 March

NO. 89



総合コロニー希望が丘あさひ寮 井上憲一さんの作品

## 特集

次期指定管理施設の管理運営に向けて

平成23年度からの山形県社会福祉事業団の地域生活支援サービスについて

## 報告

栃木県地域定着支援センター・かりいほ視察記

介護雇用プログラム

育児休業を取得して

## レキシコン

今後の介護人材養成のあり方について

# 次期指定管理施設の管理運営に向けて

平成23年度からの次期指定管理について、9施設の管理運営が決定され、4月から新たな5年間はスタートします。  
 そこで、今回の特集では、次期指定管理の審査において、審査委員会からどのような点が評価されたのかについて、ご紹介します。

## 1 指定管理者制度の手続き

指定管理者制度では、募集要項の配布から実際の管理開始まで、様々な手続きを踏みながら選定作業が進められます。今回は次のような経過で指定が決定されました。

### 【指定管理者選定の経過】

手続きの流れ	日 程
募集要項の配布 	【前期】平成22年6月8日～平成22年7月9日 (梓園・ワークショップ明星園・鶴峰園・吹浦荘・慈丘園・希望が丘) 【後期】平成22年7月27日～平成22年9月3日 (みやま荘・泉荘・寿海荘)
現地説明会 	【前期】平成22年6月18日(明星園)・6月21日(吹浦荘・慈丘園) 6月22日(鶴峰園)・6月23日(希望が丘)・6月24日(梓園) 【後期】8月5日(みやま荘・泉荘)・8月6日(寿海荘)
受 付 	【前期】平成22年6月8日～7月9日 (梓園・ワークショップ明星園・鶴峰園・吹浦荘・慈丘園・希望が丘) 【後期】平成22年7月27日～9月3日(みやま荘・泉荘・寿海荘)
指定管理者審査委員会 プレゼンテーション	【前期】平成22年7月27日～8月2日 (梓園・鶴峰園・ワークショップ明星園・希望が丘・吹浦荘・慈丘園) 【後期】平成22年10月13日(みやま荘・泉荘・寿海荘)
県議会(9月定例会)議決 県議会(12月定例会)議決	平成22年10月8日 平成22年12月17日
指定管理者の指定	【前期】平成22年10月22日 【後期】平成23年1月4日
包括協定の締結 県議会(2月定例会)予算議決 年度協定の締結 指定管理者による管理開始	平成23年3月 平成23年3月16日 平成23年3月 平成23年4月1日

## 2 審査委員会の状況

指定管理者は、県で定めた選定基準に基づき、山形県健康福祉部指定管理者審査委員会における審査を経て決定されます。選定基準は、3つの区分ごとに各審査項目と審査ポイント及び配点で構成され、点数化されます。3つの区分とは、区分1が「平等利用の確保」、区分2が「事業計画書の内容が施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができること」、そして区分3が「事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に実行する能力を有すること」となっています。

その結果、区分1については、障がい程度や利用者の置かれている経済・社会・心理的立場にかかわらず、偏った利用や差別的な対応することなく平等利用を第一義に捉えている点、区分3では、目標管理型研修の導入や実践報告会への取り組み、資料のホームページへの掲載などが高く評価されています。

次に、各施設の特徴が現れる区分2について紹介します。



### 【指定管理施設における評価ポイント】(区分2)

施設名	主な評価ポイント
山形県立みやま荘	・自治会の育成・活性化(利用者の余暇や日中活動、行事開催や外部行事への参加) ・積極的な地域住民参加の視点(各種ボランティアの受け入れや地元小学校との交流など) ・地域住民参加による防災懇談会の開催などを通じての非常災害対策の充実
山形県立泉荘	・選択メニュー(毎食)の実施(生活の潤い、健康・栄養への関心) ・セーフティネットの役割発揮(矯正施設退所者やアルコール依存症への対応) ・透明性にすぐれた苦情解決体制(外部委員を加えた苦情解決委員会設置、施設サービスモニター事業)
山形県立梓園	・サービス水準の向上への取り組み(利用者ニーズに基づく個別支援計画の作成、サービス評価事業) ・福祉啓蒙活動と地域交流(多分野からのボランティア受け入れ、セミナーへ積極的な市民参加) ・セーフティネットの役割発揮(高次脳機能障がい、統合失調症・アルコール依存症等の合併者への対応) ・透明性にすぐれた苦情解決体制(外部委員も加えた苦情解決委員会の設置など)
山形県立鶴峰園	・サービス水準の向上への取り組み(人権尊重の処遇理念に基づく個別支援計画の作成、サービス評価事業) ・利用者の健康管理体制の充実(職員安全衛生委員会における利用者の健康・衛生管理の審議) ・透明性にすぐれた苦情解決体制(外部委員も加えた苦情解決委員会の設置など) ・実効性ある取り組み(マニュアルを基本とした事故発生への組織的な対応や研修の実施など)
山形県立 ワークショップ 明星園	・サービス水準の向上への取り組み(利用者の満足度調査、サービス評価事業) ・セーフティネットの役割発揮(マニュアル作成による高次脳機能障がいや発達障がいのある方への対応) ・透明性にすぐれた苦情解決体制(外部委員も加えた苦情解決委員会の設置など) ・実効性ある取り組み(マニュアルを基本とした事故発生への組織的な対応や研修の実施など)
山形県立吹浦荘	・サービス水準の向上への取り組み(人権尊重の処遇理念に基づく個別支援計画の作成、サービス評価事業) ・積極的な利用者の健康づくり(ウォーキング、水中歩行、ボールバランス運動など) ・施設行事や地域行事における地域住民と利用者との交流の機会が多様であることや、様々なボランティアを受け入れるとともにその組織や活動内容の拡充を図るという点 ・苦情に適切に対応するため、外部委員も加えた苦情解決委員会を設けるなど透明性にすぐれた体制の構築
山形県立慈丘園	・地域生活移行プログラムの効果的な実施(他事業所での職場実習、元職員宿舎等での生活能力向上の実習) ・ボランティア活動育成・拡大の取り組み(交流活動をまとめた「体験集」、パンフレット「ボランティアのお知らせ」、小読本「ふれあいメッセージ」の作成と配布) ・透明性にすぐれた苦情解決体制(外部委員も加えた苦情解決委員会の設置など) ・実効性ある取り組み(マニュアルを基本とした事故発生への組織的な対応や研修の実施など) ・スムーズな地域生活への移行(退所者が生活するグループホーム等への適切な支援)
山形県立 総合コロニー 希望が丘	・サービス水準の向上への取り組み(一人ひとりの意向に沿った個別支援計画の策定、サービス評価事業) ・セーフティネットの役割発揮(自閉的傾向を有する方やコミュニケーション障がいの方の受け入れ) ・地域生活移行プログラムの効果的な実施(協力事業所での職場実習、元職員寮等での生活能力向上の実習) ・透明性にすぐれた苦情解決体制(外部委員も加えた苦情解決委員会の設置など) ・スムーズな地域生活への移行(退所者が生活するグループホーム等への適切な支援)
山形県立寿海荘	・利用者中心の経営方針(細やかで温かな接客、快適さと清潔保持、地域性や季節感を大切にサービス) ・利用者の要望を反映した食事提供(地域性や季節感を取り入れた食事、アンケートによる嗜好の把握) ・積極的な誘客(特性を活かした誘客活動、利用経験者全員への時候の葉書送付など)

(出展：山形県ホームページ)

## 3 今後の施設の管理運営に向けて

このように、指定管理施設における評価点をみると、利用者の方々へのサービス向上を図るための様々な工夫や取り組みが評価されていることがわかります。

また、これらの取り組みは、長い間、事業団が培ってきたノウハウの成果でもあります。今後とも、地道に実践を積み上げていきたいと考えています。

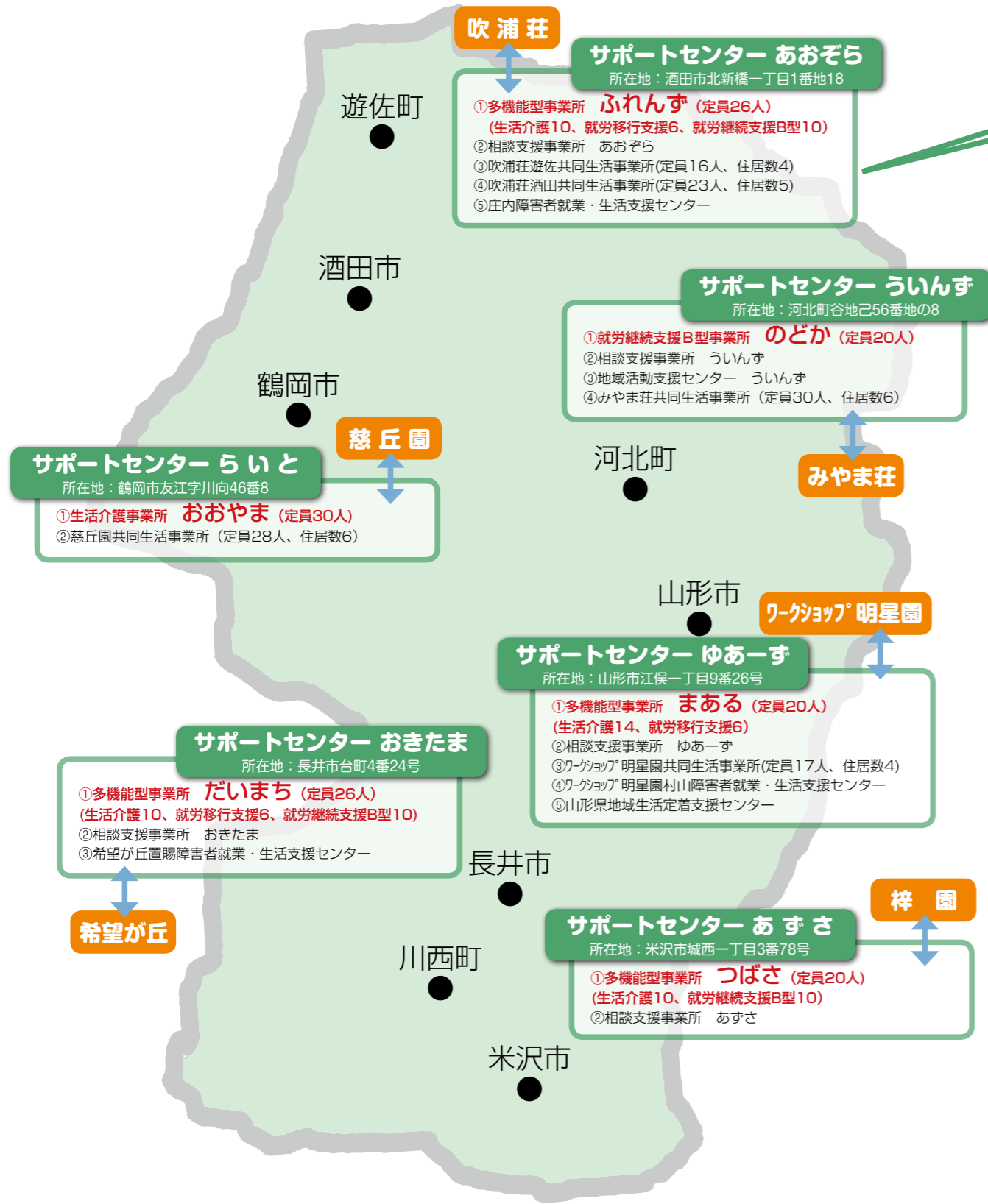




# 平成23年度からの山形県社会福祉事業団地域生活支援サービスについて

山形県社会福祉事業団では、施設に入所する障がいを持つ方々の地域移行また、その方々を含めた地域で暮らす障がいを持つ方々や、そのご家族な平成23年4月からは、それらを行ってきた拠点に、障害者自立支援法に定更に多様なサービスを県内各地域で展開してまいります。

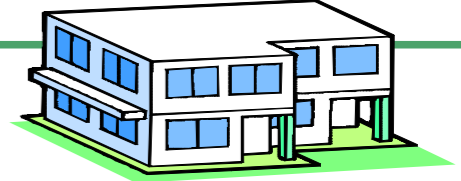
を積極的かつ計画的に進めてきました。どに対しても、相談支援や就労支援サービスも実施してきました。められている日中活動サービス事業を追加し、法定事業所として再編し、



《事業所概要の例》  
「サポートセンターあおぞら」=建物全体の事業所の総称

【サポートセンターあおぞら】実施事業 ※「」内は、事業所名

- ①「多機能型事業所 ふれんず」(利用定員合計26人)  
・生活介護事業所 (定員10人)・就労移行支援事業所 (定員6人)・就労継続支援B型事業所 (定員10人)
- ②「相談支援事業所 あおぞら」
- ③「相談支援事業所 あおぞら」(定員16人、住居数4) 「吹浦荘遊佐共同生活事業所」(定員23人、住居数5)  
・一体型共同生活介護事業所 (共同生活援助) 及び一体型共同生活援助事業所 (共同生活介護)
- ④「庄内障害者就業・生活支援センター」



## 山形県社会福祉事業団の地域福祉サービス

重点事項	事業展開
施設から地域生活への移行 (平成元年～平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知的障害者地域生活援助事業の開始 平成元年10月1日希望が丘第1グループホームの開設</li> <li>○精神障害者地域生活援助事業の開始 平成6年4月1日「みやまグループホーム」の開設</li> <li>○障害者自立支援法施行にともない「共同生活介護事業所(CH)・共同生活援助事業所(GH)」の開設(移行) ・村山障がい保健福祉圏域にて2事業所10ホームの設置運営 ・庄内障がい保健福祉圏域にて3事業所15ホームの設置運営 ・置賜障がい保健福祉圏域にて5事業所24ホームの設置運営</li> </ul> <p style="text-align: right;">入居者定員238人 (平成23年3月現在)</p>
地域での相談支援及び就労支援機能の体制整備 (平成11年～平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用支援センター事業の開始 平成11年4月1日「置賜障害者雇用支援センター」の開設</li> <li>○平成14年度の改正障害者雇用促進法の施行にともない、県内障がい保健福祉3圏域に障害者就業・生活支援センターを順次開設 ⇒置賜障害者就業・生活支援センター(H14:あっせん型の置賜障害者雇用支援センター廃止)、村山障害者就業・生活支援センター(H17)、庄内障害者就業・生活支援センター(H18)の設置運営</li> <li>○精神障害者地域生活支援センター事業の開始 平成13年6月1日「西村山精神障害者地域生活支援センターういんず」の開設</li> <li>○障害者自立支援法施行にともない、平成19年県内障がい保健福祉3圏域に5つの相談支援事業所を順次開設 ⇒サポートセンターういんず(西村山精神障害者地域生活支援センターういんず廃止)、サポートセンターあおぞら、サポートセンターおきたま、サポートセンターあずさ、サポートセンターゆあーずの設置運営</li> </ul>
地域福祉サービスの拡充 (平成23年4月1日～)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における日中活動支援事業の開始 県内6か所に法定事業所の設置(左頁参照)</li> </ul>



報告

## 栃木県地域定着支援センター&知的障害者更生施設「かりいほ」視察記

総合コロニー希望が丘こだま寮 主任援助員 菅原ひろみ

1月19日、20日と栃木県地域生活定着支援センター及び社会福祉法人紫野の会が運営する知的障害者更生施設かりいほの視察研修に参加しました。目的は触法障がい者等への支援を行うセンターや受入施設の視察を通して支援プログラムの内容を学習し、受入体制の整備や支援技術のスキルアップに結びつけるというものでした。

強く印象に残ったのは、施設長の石川恒さんのお話でした。

「特別な支援にしてはならないと思う。一人ひとりの生きにくさを理解し、その生きにくさを軽減する支援をていねいに行う。その人らしい生活を支えれば良い。人と人のかかわりでその人の思いを支え、安心感に変えていければ良い。まさに個別支

援。」かりいほと石川さんには、支えられている大きな安心感と広さを感じました。

センターが設置され、福祉の事業所には重い責任が課せられました。これからが力量が問われることとなります。私たちの事業所も大きな役割を担っていかねばと改めて考えさせられました。



「かりいほ」の居住棟

石川施設長(中央)による説明

## レキシコン

【レキシコン】  
lexicon: キリシヤ語・ラテン語・ヘブライ語の辞典。

### 今後の介護人材養成のあり方について(報告書)

厚生労働省社会・援護局長召集の検討会として、「今後の介護人材養成のあり方に関する検討会」が、平成22年3月から述べ9回の検討会を開催し、平成23年1月20日にみだしの報告書を取りまとめた。

この検討会は、近年の介護ニーズの多様化・高度化に対応し、質の高いサービスを安定的に提供していくためには、サービスの担い手である「介護人材」の安定的な確保と、その資質向上が不可欠なことなどを背景に、介護分野の現状に即した介護福祉士のあり方と、介護人材の今後のキャリアパスについて示したものである。

介護保険事業に従事する介護職員は、現在128万人(平成20年)で、団塊の世代が75歳以上になる平成37年(2025年)には212～255万人程度の介護職員が必要になるとされている。一方、従事者に占める介護福祉士の割合は31.7%である。

この報告書では、介護福祉士の割合についても、どの程度の水準を目指すか議論され、結果的に、当面5割以上を目安とすることが報告されている。

報告書では、介護の世界で生涯働き続けることができる

という展望を持てるようなキャリアパスを整備していくことが重要であるとして、キャリアパスの全体像の中では、介護職への入職段階では初任者研修修了段階、一定の実務経験後は介護福祉士資格取得段階、資格取得後一定の実務経験後、認定介護福祉士段階とイメージ化している。

具体的には、現在のホームヘルパー2級相当研修を初任者研修として位置づけることや、1級研修は介護職員基礎研修との一本化が予定されており、実務者研修の見直し、受講しやすい環境の整備、施行時期の見直し等が含まれている。

また、認定介護福祉士については、幅広い知識・技術を身に付け、質の高い介護を行ない、他の現場職員を指導できるレベルの介護福祉士を、職能団体が認定する仕組みが望ましいと結論付けている。

現場における担い手の質は、そのまま事業所の質であり、職員の質＝サービスの質であるため、今後の国の施策や制度改正に期待したい。量と質の充実が一層求められる時代である。

報告

## 介護雇用プログラム ～新たなマンパワー～

特別養護老人ホーム 寿泉荘長 齋藤久雄

一昨年リーマンショックから始まった経済不況は、派遣切りや採用控えなど雇用情勢に大きな影響を与えています。一方、少子高齢化は介護事業の拡大に反して介護雇用の人員不足が顕著になり、雇用のミスマッチがとりただされています。このような中で『働きながら資格をとる「介護雇用プログラム」』は、雇用の創出と介護のマンパワー養成を同時に図るものです。当事業団の特養では、3施設で5人の雇用を引き受けました。

寿泉荘では、当初から取組みを行い、ハローワークを通して2人の採用を決め、2月1日から実施したところです。この1月末までの1年間を通して感じたところを簡潔にお知らせします。

2人の採用に当たっては、事前に募集をしていたので直ぐに決まりましたが、1人の方が4月から本採用になったので、急遽1人を追加採用しました。2人とも意欲的で4月からの500時間に及ぶ「介護職員基礎研修課程」の受講に天童まで週3回元気に通いました。遠距離であるうえ猛暑の夏でしたが、交通事故や健康を崩すことなく無欠席で受講できたことは、大変頑張ったと思います。9月半ばからは、本格的に施設での業務に入り、日に日に介護の実際を吸収していくのが分かりました。1人の方は「介護の仕事が好きかと聞かれて返事に躊躇していたのが、今では好きですと言えるようになりました」と

感想を述べていました。また、もうひとりの方は「介助をする時、利用者さんが出来ることを私が介助することで本人の自立の妨げにならないだろうか」と自問するまでになっていました。2人とも介護の経験だけでなく知識と実践が十分に習得できたと思います。今後も介護の仕事を続けていきたいと積極的でした。施設にとっても、この1～2か月を見ると少なからず業務の手助けになりました。

この度の取り組みは、失業者にとっても介護の現場にとっても効果的な事業だと思えます。福祉の先進国では、失業保険、生活保護など公的な生活保障を受ける方は、介護施設や公園清掃など公的なボランティアを義務付けられているそうです。今後ますます介護の仕事が拡大していく中で「介護雇用プログラム」のような「救済と提供と育成」が一体化したような展開は、第三のマンパワー育成に繋がるものと思います。

『介護雇用プログラム推進事業(介護職員基礎研修)』は、山形県からの受託事業です。



報告

## 育児休業を取得して ～イクメン(育men)と呼ばれて～

事務局 事業調整課 主査 菊地剛也

育児休業は平成3年に制定され、平成21年の改正から男性も育児休業の取得が可能となりました。当法人についても、法の制定、改正に伴い法人規程の整備を行ってきたところです。しかしながら、男性の育児休業の取得率は1.23%と低く、当法人でも、制度改正以降、男性職員の育児休業取得者の実績がない状態にありました。

この度、育児休業を取得し晴れてイクメンの切符を手にしました。私の中のイクメンとは、穏やかな時間の流れを感じ、子どもと戯れ健やかな時を過ごすというものがありません。ところが、蓋を開けてみると朝早くから家事に追われ、家事の合間に子育てをして、息をつく暇もなくあっという間に就寝となっていました。

家事の仕事量を労働対価に換算すると、月約17

～20万円になるという情報を耳にしたことがあります。それに育児が加わることを考えると、これまで女性が抱える家庭での負担は相当なものであったこと、まして我が家は共働き、男性の家事や育児への協力は必須であることを身にしみて感じました。ちなみに山形県は共働き率が57.8%という全国でも第2位の県でもあります。

まだまだ、男性の育児休業取得については、理解や給付面で諸課題があると思うところもありますが、何より、今この時期にしか感じられない純真無垢な我が子の瞳と向き合えたこと、改めて身近にかかわるすべての人に感謝の気持ちが持てたこと、おかげさな表現かもしれませんが、私の人生において財産とも呼べる経験ができた休暇(時間)となりました。ありがとうございました。



# エイブルアートジャパン 「スピリチャル・ワールド～存在の表現展」

泉荘 援助員 菅間 一生

この度、平成23年1月22日（土）、救護施設山形県立泉荘で生活をされている高橋健一氏、寒河江茂氏の作品（絵画）がエイブルアートジャパンに展示されることになり、お二人と共に展示レセプションに参加させて頂きました。

エイブルアートジャパン（旧称：日本障害者芸術文化協会）は、東京都千代田区外神田にあり、今回は「スピリチャル・ワールド～存在の表現展」として全国の応募者から高橋氏、寒河江氏のお二人が選ばれました。

会場には、お二人の作品が20点ほどありますが、展示が素晴らしく、会場を見たお二人の顔には、日頃とはまた違う喜びの笑みが浮かんでおりました。

また、レセプションではお二人から作品の紹介を一つひとつして頂き、多くの方々から評価を得て、今後より一層良い作品を作り、たくさんの人達に観てもらいたい、時折挫折をしてしまいましたが、またあきらめないで絵を描いて行きたいと、話されて



寒河江氏作品

いました。見学に来られた方の感想では「アートにはあまり関心がなかったが、お二人の作品を観て、心が温かくなり、自分も絵を描いて自分自身を表現してみたくなった」と言う方もおられました。

今回、このような展示会、「レセプション」を開催していただいたことは、お二人にとって、自分を表現すること、自分を知ってもらうこと、絵を通じての多くの出会いがあったことが、今後に繋がるとても素晴らしい場になったようです。



高橋氏と作品



エイブルアートジャパンのみなさん

掛け流しの温泉で

ゆったりのんびり疲れを癒すここは湯の里

# 寿海荘

手作り料理に  
きっと満足!



1泊2食付き

老人(60歳以上)・  
母子(寡婦)・身障者の方

## 5,210円

【一般の方6,120円(税込)】

◎基本料金は通年同じです。

◎送迎サービスは庄内地区宿泊7名様からご相談に応じます。

さまざまな楽しいイベントも企画しておりますので、お気軽にお問合せください。

ホームページでも情報を発信しております。

HPも発信中

寿海荘ホームページアドレス <http://www.jyukaiso.jp/>

ご意見・苦情はメール [info@jyukaiso.jp](mailto:info@jyukaiso.jp)までお願い致します。

### 5千円ぽっきりパック企画!!

お一人様1泊2食付

60歳以上の方

母子の方

身障者の方

期間:

5/9(月)~

13(金)

3名以上でのご利用です。

ご予約時

5千円ぽっきりパックとお申し込み下さい。

◎送迎サービスは庄内地区宿泊7名様からご相談に応じます。

山形県福祉休養ホーム  
あつみ温泉 **寿海荘**

〒999-7204 山形県鶴岡市湯温海字湯之里88-1

**TEL:0235-43-4173**